

南砺市農業委員会第12回総会会議録

- 1.招集日時 平成27年 6月 5日
- 2.開会時刻 平成27年 7月 2日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 平成27年 7月 2日 午後3時00分
- 4.場 所 城端庁舎 会議室
- 5.委員定数 28名
- 6.出席委員 26名 欠席委員2名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	百島 和博	出	15	杉森 桂子	出
2	齊藤 勇一	出	16	瀧 由記男	出
3	浅野 清治	出	17	片山 昌作	出
4	上田 憲仁	欠	18	藤永 隆夫	出
5	福田 孝洋	出	19	松平 勝	出
6	荒木 健二	出	20	齊藤 十明	出
7	前川 十一	出	21	澁谷 均	欠
8	梅本 兵造	出	22	杉本 文代	出
9	池田 又次郎	出	23	木下 春一	出
10	石尾 武雄	出	24	小橋 昭夫	出
11	山本 清	出	25	中川 寿	出
12	山本 敏	出	26	松本 篤治	出
13	大谷 與一	出	27	池田 喜昭	出
14	雨野 敬三	出	28	庵 昭義	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第51号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について

議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認に

ついて

- 議案第 53 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 54 号 農地利用集積円滑化事業規程変更の決定について
報告第 18 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について
報告第 19 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 芝井 広、主幹 野原 健史、副主幹 久保 明子

9.会議の概要

- 事務局長 農協推薦委員交代について説明
齊田一除氏から齊藤勇一氏に交代。
- 事務局長 本日、4 上田委員、21 澁谷委員より欠席の旨の通知がありましたので、ご報告いたします。出席委員は 28 名中 26 名で、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、総会が成立することをここにお知らせします。
それでは、ただ今より第 12 回総会を開会いたします。まず、はじめに会長より挨拶をお願いいたします。
- 会長 第 12 回の委員会ということで昨年 7 月に発足いたしましたので、丁度 1 年になります。おかげさまで無事に 1 年が過ぎたかと思えます。天気の方も梅雨の晴れ間の様な感じがいたします。九州の方は酷い雨のようすが、幸いにして梅雨としてはいい方じゃないかと思えます。
それでは本日、出ております案件につきましてこれから順次進めてまいりますので的確なご判断をいただきたいと思えます。
- 議長
(会長) それでは只今より委員会を進めていきます。
これより議事に入りたいと思えます。
まず、議事録署名委員の指名を行います。

25 番中川寿委員、26 番松本篤治委員お願いいたします。

議長

それでは、議案第 50 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。(3 条について説明)

事務局

＝議案第 50 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は 3 件の申請がありました。面積は田 9,263.00 m²、畑 0.00 m² 計 9,263.00 m²です。今回はすべて所有権の移転に関するものです。

受付番号 1 番は、譲渡人は農地を相続しましたが、県外に居住しているため、耕作及び管理が出来ないことから、隣接農地等を所有の地元の方に譲り渡すものです。

受付番号 2 番は、譲渡人は農地を相続しましたが、県外に居住しているため、耕作及び管理が出来ないことから、隣接農地等を所有の地元の方に譲り渡すものです。

受付番号 3 番は、後ほど出ます農地法 5 条受付番号 1 番に関連します。転用の申請地の東側の田ですが、機械の入らない耕作しがたい形状として残るため、5 条申請者の父が譲受け今後は畑として耕作していくものです。

いずれの案件も農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

何か質疑ありますか。

(異議なし)

議長

議案第 50 号は原案どおり議決させていただきます。

議長

次に、議案第 51 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

事務局

＝議案第 51 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は全部で 2 件の申請がありました。面積は田 153.00 m²、畑 118.00 m²、計 271.00 m²です。

倉庫敷地	1 件	田 1 筆	153 m ²
駐車場敷地	1 件	畑 1 筆	118 m ²

受付番号 1 番は、申請者は作業手袋販売卸業を営んでおり、作業手袋保管倉庫が必要になったため平成 4 年に申請者の亡き父が許可を得ずに建築したもので、今回はいわゆる無断転用の是正です。

農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで 1 種農地と判断され許可基準の既存地拡張に該当すると考えられます。

受付番号 2 番は、申請者宅は 4 台分の駐車場が必要ですが、車庫が無いので青空駐車をしています。今回 2 台分のカーポート敷地に転用したいものですが、申請地は平成 15 年頃より宅地の一部としてコンクリート舗装し利用されており、無断転用案件となります。

農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで 1 種農地と判断され許可基準の既存地拡張に該当すると考えられます。

議長 何か質疑ありますか。

(異議なし)

議長 議案第 51 号は原案どおり議決させていただきます。

議長 次に、議案第 52 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

事務局 = 議案第 52 号について議案書をもとに朗読・説明 =

今回は全部で 4 件の申請がありました。面積は田 969.00 m²、畑 0.00 m²、計 969.00 m²です。

住宅敷地	2 件	田 2 筆	587 m ²
通路敷地	1 件	田 1 筆	301 m ²
資材置場、駐車場、作業場	1 件	田 1 筆	1,461 m ²

受付番号 1 番は、申請人は現在京都で生活していますが、早期退職し実家に戻る計画でしたが、実家は家族が多く同居は難しいことから、自己所有の住宅を新築することにしましたものです。

農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで 1 種農地と判断され許可基準の集落接続に該当すると考えられます。

受付番号 2 番は、申請人は現在夫婦と子どもでアパート暮らしをしていますが、この度自己所有の住宅を新築することにしたものです。

農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで 1 種農地と判断され許可基準の集落接続に該当すると考えられます。

受付番号 3 番は、譲受人は、自動車部品製造業を営む会社です。従前より工場敷地内に従業員の駐車場があるため、敷地が狭く、製品出荷に大変苦勞していました。このたび付近で資材置場として使用されていた土地を買受けることができ、従業員駐車場兼倉庫敷地を整備しました。今回、駐車場から工場への従業員通路の開設、および製品の輸送車が大型化しているため進入路の拡張を計画したものです。

農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで 1 種農地と判断され許可基準の既存地拡張に該当すると考えられます。

受付番号 4 番は、申請人は建設業を営んでおり、申請地隣地に倉庫及び事務室敷地を所有しています。現在のスペースだけでは手狭なため資材置場、駐車場、作業場を拡張したいと計画したものです。

農地区分は、都市計画法上の用途地域（第一種住居）であることから 3 種農地と判断されます。

議長 何か質疑ありますか。

(異議なし)

議長 議案第 52 号は原案どおり議決させていただきます。

議長 次に、議案第 53 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をしま

す。

事務局 今回は設定が4件、6筆の申請があがっています。面積は、田14,641.00㎡、畑0.00㎡、計14,641.00㎡です。

＝議案第53号について議案書をもとに内容説明＝

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 何かご質疑ありますか。

(異議なし)

議長 議案第53号は原案どおり議決させていただきます。

議長 次に、議案第54号「農地利用集積円滑化事業規程変更の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をします。

事務局 ＝議案第54号について議案書をもとに内容説明＝

農地保有合理化事業が廃止され、農地の貸し借り等について農地中間管理機構を通じて実施する農地中間管理事業が創設されたことによる変更で、農業経営基盤強化促進法第11条の12第1項に基づき農地利用集積円滑化事業規程の変更を同法第11条の12第2項により決定するものです。

議長 何かご質疑ありますか。

福田委員 今までは地代はJAから振り込まれていたが、中間管理機構を通すとどうなるのか？

事務局 円滑化事業か中間管理事業のどちらで利用権設定をするかによって違いますが、中間管理事業であれば、富山県農業公社から支払われることとなります。

福田委員 申請様式は変わるのか

事務局 変わります。

議長 ほかにご質疑ありますか

(異議なし)

議長 議案第 54 号は原案どおり議決させていただきます。

議長 次に報告事項に入ります。

議長 報告第 18 号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 地名に誤りが分かったため字の変更をするものです。

議長 何かご質疑ありますか。

(異議なし)

議長 報告なので、了解いただいたということで次に進みます。

議長 報告第 19 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 今回は 3 件の届出がありました。田 3,029.00 m²、畑 0.00 m²、計 3,029.00 m²です。

＝報告第 19 号について説明＝

受付番号 1 番は、議案第 50 号農地法第 3 条の受付番号 2 に関係するものです。

受付番号 2 番から 3 番は、議案第 52 号農地法第 5 条の受付番号 3、4 に関係するものです。

議長 何かご質疑ありますか。

(異議なし)

議長 報告なので、了解いただいたということで次に進みます。

議長 次にその他の案件に入ります。

事務局 ○次回の委員会 平成 27 年 8 月 5 日（水）午後 2 時から

○富山県農業施策に関する政策提案について

○平成 26 年度米生産動向と経営所得安定対策の状況について

議長 その他、何かご質疑はありますか。

議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他、何かご意見はありますか。

（発言なし）

議長 以上をもちまして、南砺市農業委員会第 12 回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後 3 時 00 分）

議事の正確なるを証して署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長